



平成 18 年 5 月 11 日

各 位

会社名 株式会社 トーモク
代表者名 取締役社長 斎藤 英男
(コード番号 3946 東証 1 部)
問合せ先 取締役 内野 貢
TEL (03) 3213-6811

定款一部変更に関するお知らせ

当社は平成 18 年 5 月 11 日開催の取締役会において、平成 18 年 6 月 29 日開催予定の第 67 回定時株主総会に、下記のとおり定款一部変更について付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

「会社法」(平成 17 年法律第 86 号)が平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 会社法第 326 条第 2 項の規定に伴い、当会社に設置する機関を定めるため、第 17 条(取締役会)、第 25 条(監査役および監査役会)、第 33 条(会計監査人)を新設するものであります。
- (2) 会社法第 214 条の規定に伴い、株券を発行する旨を定めるため、第 7 条(株券の発行)を新設するものであります。
- (3) 会社法第 189 条第 2 項の規定に従い、単元未満株主の権利を合理的な範囲に制限するため、第 8 条(単元未満株式の権利制限)を新設するものであります。
- (4) 定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。
- (5) 旧商法上の用語を会社法で使用される用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正を行うものであります。
- (6) 上記各変更に伴う条数の変更を行うものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更のための株主総会開催日 平成 18 年 6 月 29 日
定款変更の効力発生日 平成 18 年 6 月 29 日

なお、変更案第 7 条(株券の発行)、第 10 条(株主名簿管理人)、第 17 条(取締役会)、第 25 条(監査役および監査役会)、第 33 条(会計監査人)につきましては、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 17 年法律第 87 号)のみなし規定に基づき、平成 18 年 5 月 1 日付で変更いたしております。

現 行 定 款	変 更 案
<p>(公告の方法) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する。</p> <p>第2章 株 式 (発行する株式の総数、1単元の株式の数及び単元未満株券の不発行)</p> <p>第5条 当社の発行する株式の総数は290,098,000株とする。但し、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。 当社の1単元の株式の数は、1,000株とする。 当社は、1単元の株式の数に満たない株式(以下「単元未満株式」という。)に係る株券を発行しない。</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、商法第211条ノ3第1項第2号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(株券の種類) 第7条 当社の発行する株券の種類は取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(株式の取扱) 第8条 当社は株式につき名義書換代理人を置く。 名義書換代理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、これを公告する。</p>	<p>(公告方法) 第4条 当社の公告は日本経済新聞に掲載する方法により行う。</p> <p>第2章 株 式 (発行可能株式総数、単元株式数)</p> <p>第5条 当社の発行可能株式総数は290,098,000株とする。 当社の単元株式数は、1,000株とする。 (第7条第2項に移行)</p> <p>(自己株式の取得) 第6条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。</p> <p>(株券の発行) 第7条 当社は、株式に係る株券を発行する。 前項の規定にかかわらず、当社は単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(単元未満株主の権利制限) 第8条 当社の単元未満株主は、以下に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1)会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2)取得請求権付株式の取得を請求する権利 (3)募集株式又は募集新株予約権の割当てを受ける権利</p> <p>(株券の種類) 第9条 当社が発行する株券の種類は取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(株式の取扱) 第10条 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は取締役会の決議によって選定し、公告する。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>当社の株主名簿及び実質株主名簿並びに株券喪失登録簿は名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する事務は名義書換代理人に取扱わさせ、当社においてはこれを取扱わない。</p> <p>株式の名義書換、実質株主名簿・株券喪失登録簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式に関する手続並びに手数料については取締役会で定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第9条 当社は毎決算期最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主(実質株主を含む。以下同じ)をもって、その決算期に関する定時株主総会において権利を行使すべき株主とする。</p> <p>前項のほか必要がある場合は取締役会の決議により予め公告して、一定の日現在の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者をもってその権利を行使すべき株主又は登録質権者とする事ができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第10条 当社の定時株主総会は毎決算期の翌日から3ヵ月以内に、又臨時株主総会は必要ある毎に取締役社長が招集する。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>(議長)</p> <p>第11条 株主総会の議長は取締役社長がこれにあたる。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p>	<p>当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ)、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わさせ、当社においては取扱わない。</p> <p>株主名簿、株券喪失登録簿及び新株予約権原簿への記載又は記録、単元未満株式の買取り、その他株式並びに新株予約権に関する取扱い、株主の権利行使に際しての手続き等及び手数料については、法令又本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p> <p>(基準日)</p> <p>第11条 当社は毎事業年度最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p>前項にかかわらず、必要がある場合は取締役会の決議によって予め公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者をもってその権利を行使することができる株主又は登録株式質権者とする事ができる。</p> <p>第3章 株主総会</p> <p>(招集)</p> <p>第12条 当社の定時株主総会は毎事業年度の最終日の翌日から3ヵ月以内に、又臨時株主総会は必要ある場合に、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。</p> <p>取締役社長に事故あるときは、予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役が招集する。</p> <p>(議長)</p> <p>第13条 (現行第11条のとおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(議決権の代理行使) 第 12 条 株主は議決権を有する他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証する書面を提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法) 第 13 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めある場合を除き出席株主の議決権の過半数で行う。</p> <p>商法第 343 条の定めによる決議及び商法その他法令において同条の決議方法が準用される決議は、総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもってこれを行う。</p> <p>(議事録) 第 14 条 株主総会の議事はその経過の要領及び結果を議事録に記載又は記録し、議長並びに出席した取締役が記名押印又は電子署名し、その原本を 10 年間本店に備え置く。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(新設)</p> <p>(定 員) 第 15 条 当社の取締役は 12 名以内とする。</p> <p>(選 任) 第 16 条 取締役は株主総会において選任する。</p> <p>前項の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>取締役の選任については累積投票によらない。</p> <p>(任 期) 第 17 条 取締役の任期は、就任後 2 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>	<p>(議決権の代理行使) 第 14 条 株主は当社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、議決権を行使することができる。</p> <p>前項の場合には、株主又は代理人は株主総会毎に代理権を証明する書面を提出しなければならない。</p> <p>(決議の方法) 第 15 条 株主総会の決議は法令又は本定款に別段の定めある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。</p> <p>会社法第 309 条第 2 項の定めによるべき決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。</p> <p>(議事録) 第 16 条 株主総会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、その原本を 10 年間本店に備え置く。</p> <p>第 4 章 取締役及び取締役会</p> <p>(取締役会の設置) 第 17 条 当社は取締役会を置く。</p> <p>(定 員) 第 18 条 (現行第 15 条のとおり)</p> <p>(選 任) 第 19 条 取締役は株主総会の決議によって選任する。</p> <p>前項の選任決議は議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p> <p>(現行第 16 条第 3 項のとおり)</p> <p>(任 期) 第 20 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(代表取締役並びに役付取締役) 第 18 条 <u>取締役会は会社を代表すべき取締役を定める。</u> (新設)</p> <p>取締役会は取締役社長 1 名を選任し、又、必要に応じその他の役付取締役若干名を定めることができる。</p> <p>(取締役会の権限) 第 19 条 取締役会は法令又は本定款に定める事項のほか業務執行に関する重要事項を決定する。</p> <p>(取締役会の招集) 第 20 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き取締役社長が招集する。取締役社長に事故あるときは予め取締役会の決議をもって定めた順序により他の取締役がこれにあたる。</p> <p>前項の招集通知は会日の 2 日前までに、各取締役及び監査役に対して発する。但し、緊急の必要ある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会規則) 第 21 条 取締役会に関する事項については、法令又は本定款に定めるもののほか、取締役会が別に定める取締役会規則による。</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (新設)</p> <p>(定員) 第 22 条 当社の監査役は 4 名以内とする。</p> <p>(選任) 第 23 条 監査役は株主総会において選任する。</p> <p>前項の選任決議は総株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</p>	<p>(代表取締役並びに役付取締役) 第 21 条 <u>当社は、取締役会の決議によって代表取締役を選定する。</u> <u>代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</u> <u>取締役会はその決議によって取締役社長 1 名を選定し、又、必要に応じその他の役付取締役若干名を選定することができる。</u> (取締役会の権限) 第 22 条 (現行第 19 条のとおり)</p> <p>(取締役会の招集) 第 23 条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。取締役社長に事故があるときは、予め取締役会において定めた順序により他の取締役が招集し議長となる。</p> <p>前項の招集通知は会日の 2 日前までに、各取締役及び各監査役に対して発する。但し、緊急の必要ある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(取締役会規則) 第 24 条 (現行第 21 条のとおり)</p> <p>第 5 章 監査役及び監査役会 (監査役及び監査役会の設置) 第 25 条 <u>当社は監査役及び監査役会を置く。</u> (定員) 第 26 条 (現行第 22 条のとおり)</p> <p>(選任) 第 27 条 <u>監査役は株主総会の決議によって選任する。</u> <u>前項の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(任 期) 第 24 条 監査役の任期は就任後 4 年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠のため選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 25 条 監査役は互選により常勤の監査役を定める。</p> <p>(監査役会の権限) 第 26 条 監査役会は法令又は本定款に定める事項のほか監査役の職務執行に関する事項を決定する。</p> <p>(監査役会の招集) 第 27 条 監査役会の招集通知は会日の 2 日前までに各監査役に対し発する。但し、緊急の必要ある場合はこの期間を短縮することができる。</p> <p>(監査役会規則) 第 28 条 監査役会に関する事項については、法令又は本定款に定めあるもののほか、監査役会が別に定める監査役会規則による。</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p>(任 期) 第 28 条 監査役の任期は選任後 4 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</p> <p>補欠として選任された監査役の任期は前任者の残任期間とする。</p> <p>(常勤の監査役) 第 29 条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p> <p>(監査役会の権限) 第 30 条 (現行第 26 条のとおり)</p> <p>(監査役会の招集) 第 31 条 (現行第 27 条のとおり)</p> <p>(監査役会規則) 第 32 条 (現行第 28 条のとおり)</p> <p>第 6 章 会計監査人</p> <p>(<u>会計監査人の設置</u>) 第 33 条 <u>当社は会計監査人を置く。</u></p> <p>(<u>会計監査人の選任</u>) 第 34 条 <u>会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。</u></p> <p>(<u>会計監査人の任期</u>) 第 35 条 <u>会計監査人の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u> <u>会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。</u></p> <p>(<u>会計監査人の報酬等</u>) 第 36 条 <u>会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</u></p>

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第6章 執行役員 (執行役員の選任)</p> <p>第29条 当社は取締役会の決議により必要な執行役員を選任し、会社の業務執行を委ねることができる。 執行役員に関しては、取締役会において定める執行役員規程による。</p> <p style="text-align: center;">第7章 計 算 (営業年度)</p> <p>第30条 当社の営業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとし、決算は営業年度末に行う。</p> <p>(利益金の処分)</p> <p>第31条 当社の利益金は法令に別段の定めあるもののほか株主総会の決議をもってこれを処分する。</p> <p>(利益配当金)</p> <p>第32条 利益配当金は、毎決算期最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第33条 当社は取締役会の決議により、毎年9月30日最終の株主名簿及び実質株主名簿に記載又は記録された株主又は登録質権者に対し、<u>商法第293条ノ5の規定による金銭の分配(中間配当)</u>をすることができる。</p> <p>(配当金等の除斥期間)</p> <p>第34条 利益配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。 (新設)</p>	<p style="text-align: center;">第7章 執行役員 (執行役員の選任)</p> <p>第37条 (現行第29条のとおり)</p> <p style="text-align: center;">(現行第29条第2項のとおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 計 算 (事業年度)</p> <p>第38条 当社の事業年度は毎年4月1日から翌年3月31日までとする。</p> <p style="text-align: center;">(削除)</p> <p>(期末配当金)</p> <p>第39条 当社は株主総会の決議によって、<u>毎事業年度最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し金銭による剰余金の配当(以下「期末配当金」という。)</u>を支払う。</p> <p>(中間配当金)</p> <p>第40条 当社は取締役会の決議によって、毎年9月30日最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し、<u>会社法第454条第5項に定める剰余金の配当(以下「中間配当金」という。)</u>をすることができる。</p> <p>(期末配当金等の除斥期間)</p> <p>第41条 期末配当金及び中間配当金が支払開始の日から満3年経過しても受領されないときは、当社はその支払義務を免れる。</p> <p style="text-align: center;"><u>未払の期末配当金及び中間配当金には利息をつけない。</u></p>

以 上